



島根県報

令和3年6月29日（火）
第 221 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	2
医師法施行細則等の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	16

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	27
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	27
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	27

【公 告】

公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	28
---------	-------------	----

【特定調達公告】

5軸マシニングセンタシステムの購入に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	28
-------------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇社会福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第87号）

1 規則の概要

- (1) 社会福祉法の改正及び島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴う規定の整備（第2条—第7条・様式第2号—様式第10号関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第6号・様式第8号関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇医師法施行細則等の一部を改正する規則（規則第88号）

1 規則の概要

次に掲げる規則の行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備

- (1) 医師法施行細則
- (2) 歯科医師法施行細則
- (3) 医療法施行細則
- (4) 死体解剖保存法施行細則
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則
- (6) 歯科技工士法施行細則
- (7) 看護学生修学資金貸与規則
- (8) 柔道整復師法施行細則
- (9) 理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則
- (10) 臨床検査技師等に関する法律施行細則
- (11) へき地医療奨学金貸与規則
- (12) 医学生地域医療奨学金貸与規則
- (13) しまね医学生特別奨学金貸与規則
- (14) 緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則
- (15) 特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則
- (16) 研修医研修支援資金貸与規則
- (17) 特定診療科医師育成支援資金貸与規則
- (18) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則

2 施行期日

令和3年7月1日から施行することとした。

規 則

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第87号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（社会福祉施設の設置の届出及び許可申請）」に改める。

第3条の見出しを「（社会福祉事業の変更）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第68条の3第1項から第3項までの規定による変更の届出は、様式第4号又は様式第5号によるものとする。

第4条の見出しを「（社会福祉事業の廃止）」に改め、同条中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第68条の4の規定による廃止の届出は、様式第7号によるものとする。

第5条の見出しを「（施設を必要としない第一種社会福祉事業経営の届出及び許可申請）」に改め、同条中「及び第69条第1項」を削り、「並びに」を「及び」に、「様式第5号」を「様式第8号」に改める。

第6条を次のように改める。

（社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業の開始の届出）

第6条 法第68条の2第1項及び第2項の規定による届出は、様式第9号によるものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の届出）

第7条 法第69条第1項の規定による届出は、様式第10号によるものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号中「第一種社会福祉事業施設の設置届書を社会福祉施設の設置届書に、許可申請」

「お届けいたします」を「届け出ます」に改め、「㊤」を削る。
許可申請を「許可を申請し」

様式第3号中「第一種社会福祉事業施設変更届書を社会福祉事業（施設）変更届書に、許可申請」

「お届けいたします」を「届け出ます」に改め、「㊤」を削る。
許可を申請「許可を申請し」

様式第4号中「お届けいたします」を「届け出ます」に改め、「㊤」を削り、同様式を様式第6号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第3条関係）

第二種社会福祉事業変更届

年 月 日

島根県知事 様

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業について、届出事項を変更（する した ）ため、社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1. 事業所の名称 _____

2. 変更事項（該当する項目に○）

①建物その他の設備の規模及び構造 ②事業開始の年月日 ③福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法 ④施設の名称及び種類 ⑤設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 ⑥条例、定款その他の基本約款 ⑦施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

3. 変更の内容（変更前後の比較）

※添付書類 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

4. 変更の事由 _____

5. 変更年月日 年 月 日

※添付書類

- ・
- ・

（注意） 当届出書は変更後1カ月以内に提出すること。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものが2. ①～③を変更する場合には変更する前に届出が必要となるので注意すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第3条関係）

第二種社会福祉事業変更届（休止・再開）

年 月 日

島根県知事 様

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業について、休止又は再開をするため社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1. 事業所の名称 _____

2. 変更事項（該当する項目に○） （ 休止 ・ 再開 ）

3. 変更の事由

4. 変更年月日 年 月 日

5. 変更に係る連絡事項

○ 添付書類

- ・
- ・
- ・

（注意） 当届出書については、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人は変更後1カ月以内に、それ以外のものは変更前に、それぞれ提出が必要となるので注意すること。

様式第6号の次に次の4様式を加える。

様式第7号（第4条関係）

第二種社会福祉事業廃止届

年 月 日

島根県知事 様

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を廃止したため、社会福祉法第68条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1. 廃止する事業所の名称

2. 廃止年月日 年 月 日

3. 廃止の事由

4. 廃止に係る連絡事項

○ 添付書類

- ・
- ・
- ・

（注意） 当届出書は変更後1カ月以内に提出すること。

様式第8号（第5条関係）

施設を必要としない第一種社会福祉事業開始 届 可 申 請 書				
社会福祉事業の 種 類、内 容	経 営 者 の 住 所 氏 名	管 理 者 の 住 所 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	事 業 開 始 年 月 日
◎事業経営のための財源の調 達及びその管理方法		◎ 経 理 の 方 針		◎経営者又は管理者に事 故があるときの処置
<p>上記のとおり社会福祉事業を開始したので社会福祉法第67条第1項第2項の規定により、</p> <p>関係書類を添えて届 け 出 します。</p> <p>許可を申請し</p> <p>年 月 日</p> <p>経 営 者 氏 名 又は代表者</p> <p>島根県知事 様</p>				

- (注意) 1 経営者が市町村、社会福祉法人以外のものであるときは◎印の欄に必要事項を記入すること。
- 2 関係書類として、条例、定款その他基本約款及び初年度の事業計画書並びに予算書を添付すること。
- 3 経営者及び管理者の履歴書を添付すること。

様式第9号 (第6条関係)

第二種社会福祉事業開始届

年 月 日

島根県知事 様

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始するにあたり、社会福祉法第68条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1. 施設の名称及び種類

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地		〒 ー ビルの名称等	
連絡先	電話番号	FAX番号	
	Email		
種類		社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所）	

2. 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

法人等の名称			
主たる事務所の所在地		〒 ー ビルの名称等	
連絡先	電話番号	FAX番号	
	Email		
届出時における法人等の 経歴・資産状況		別添1のとおり	
代表者	職名	氏名	

3. 条例、定款その他の基本約款

届出時における法人の定款等	別添2のとおり
当該事業の実施を規定している条項	第 条

4. 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構造	造 階建 (うち、当該施設として使用する部分 階部分の 全部・一部)
敷地面積	m ²
総床面積	m ² (うち、当該施設に使用する部分：専用 m ² 、共用 m ²)
建築年月日	年 月 竣工
建物の平面図	別添3のとおり
当該事業に使用する設備の有無 (有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室(詳細は別添4のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他()
土地及び建物の使用に関する権利	別添5のとおり

5. 事業開始の年月日

年 月 日

6. 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者(施設長)	フリガナ 氏名 職名 (経歴は別添6のとおり)
幹部職員 (施設長とは別に幹部職員を 配置する場合のみ記載する。)	フリガナ 氏名 職名 (経歴は別添6のとおり)

7. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	別添7のとおり
運営規程等	別添8のとおり

【添付書類】

- 別添1-1 届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 別添1-2 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- 別添1-3 届出時における役員等名簿
- 別添1-4 代表者誓約書
- 別添2 届出時における法人の定款
- 別添3 平面図（各部屋の広さ及び長さが分かる図面）
- 別添4 居室面積・使用料（家賃）一覧
- 別添5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- 別添6 経歴申告書
- 別添7 入居者に対する処遇に関する項目
- 別添8-1 運営規程
- 別添8-2 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- 別添8-3 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書
- 別添8-4 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）

【その他、必要に応じて添付が必要となる書類】

- 配置図（建物の配置及び敷地との位置関係が分かる図面）
- 案内図（最寄駅から事業所までの地図）
- 設備・備品等一覧、写真
- 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況等）
- 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況等）
- 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- 損害賠償責任保険証書
- 改善計画書

様式第10号（第7条関係）

住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業開始届書				
社会福祉事業の 種 類、内 容	経 営 者 の 住 所 氏 名	管 理 者 の 住 所 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	事 業 開 始 年 月 日
◎事業経営のための財源の調 達及びその管理方法		◎経理の方針		◎経営者又は管理者に事故が あるときの処置
<p>上記のとおり社会福祉事業を開始したので社会福祉法第69条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">経 営 者 又は代表者 氏 名</p> <p>島根県知事 様</p>				

- (注意) 1 経営者が市町村、社会福祉法人以外のものであるときは◎印の欄に必要事項を記入すること。
- 2 関係書類として、条例、定款その他基本約款及び初年度の事業計画書並びに予算書を添付すること。
- 3 経営者及び管理者の履歴書を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の社会福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

医師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第88号

医師法施行細則等の一部を改正する規則

(医師法施行細則の一部改正)

第1条 医師法施行細則（昭和23年島根県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号書式によらなければならない」を「別に定めるものとする」に改める。

第5条第1項中「別記第3号書式によらなければならない」を「別に定めるものとする」に改める。

第6条中「別記第4号書式によらなければならない」を「別に定めるものとする」に改める。

第7条から第9条までを削る。

第1号書式から第7号書式までを削る。

(歯科医師法施行細則の一部改正)

第2条 歯科医師法施行細則（昭和23年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号書式によらなければならない」を「別に定めるものとする」に改める。

第5条第1項中「別記第3号書式によらなければならない」を「別に定めるものとする」に改める。

第6条中「別記第4号書式によらなければならない」を「別に定めるものとする」に改める。

第7条から第9条までを削る。

第1号書式から第7号書式までを削る。

(医療法施行細則の一部改正)

第3条 医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号の2様式から第13号様式まで、第15号様式、第16号様式及び第18号様式から第53号様式までの様式中「㊟」を削る。

(死体解剖保存法施行細則の一部改正)

第4条 死体解剖保存法施行細則（昭和25年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式から第8号様式までの様式中「㊟」を削る。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（昭和26年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの様式中「㊟」を削る。

様式第8号中 「明治
大正 平成
昭和 令和」
昭和」を
に改める。

様式第9号中「㊟」を削る。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第6条 歯科技工士法施行細則(昭和30年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第7号までの様式中「㊤」を削る。

(看護学生修学資金貸与規則の一部改正)

第7条 看護学生修学資金貸与規則(昭和37年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第7号から様式第9号までの様式中「㊤」を削る。

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第8条 柔道整復師法施行細則(昭和46年島根県規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中「㊤」を削る。

(理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部改正)

第9条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則(昭和52年島根県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第1号中「本人」 ㊤ を「本人」 に、

「
[] ㊤ を
」

「
[] 実印 に改め、同様式関係書類1中「所
」

得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第4号、様式第5号及び様式第7号から様式第19号までの様式中「㊤」を削る。

(臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正)

第10条 臨床検査技師等に関する法律施行細則(昭和56年島根県規則第76号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第8号までの様式中「㊤」を削る。

(へき地医療奨学金貸与規則の一部改正)

第11条 へき地医療奨学金貸与規則(平成14年島根県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第1号中「氏名」 ㊤ を「氏名」 に、

「
[] ㊤ を [] 実印 に改め、同様式添付書類2中「家族
」

全員)」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第4号及び様式第5号中「㊤」を削る。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第11条関係）

借 用 証 書



金 円

ただし、へき地医療奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金（ 年 月分から 年 月分まで）上記金額を借用しました。ついては、へき地医療奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

実印

決定番号

—

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

島根県知事

様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

様式第7号から様式第11号までの様式中「㊟」を削る。

(医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正)

第12条 医学生地域医療奨学金貸与規則(平成18年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則様式、様式第1号、様式第5号及び様式第7号から様式第13号までの様式中「㊟」を削る。

(しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部改正)

第13条 しまね医学生特別奨学金貸与規則(平成18年島根県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第1号中「氏 名 ㊟」を「氏 名 ㊟」に、

「」を「」に改め、同様式添付書1

中「家族全員」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

借 用 証 書



金 円

ただし、しまね医学生特別奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金

上記金額を借用しました。ついては、しまね医学生特別奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

実印

決定番号 ー

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

島根県知事 様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

様式第6号から様式第15号までの様式中「㊤」を削る。

(緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部改正)

第14条 緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則(平成21年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第1号中「氏 名 ㊤」を「氏 名 」に、

「」を「」に改め、同様式添付書

類2中「家族全員」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第4号、様式第5号及び様式第7号から様式第11号までの様式中「㊤」を削る。

(特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部改正)

第15条 特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則(平成22年島根県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第1号中「氏 名 ㊤」を「氏 名 」に、

「」を「」に改め、同様式添付書

類1中「家族全員」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第4号中「㊤」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

借 用 証 書



金 円

ただし、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金

上記金額を借用しました。ついては、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

実印

決定番号 ー

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

島根県知事 様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

様式第6号から様式第15号までの様式中「㊟」を削る。

(研修医研修支援資金貸与規則の一部改正)

第16条 研修医研修支援資金貸与規則(平成22年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第1号その1から様式第1号その3まで、様式第4号及び様式第6号その1から様式第23号その2までの様式中「㊟」を削る。

(特定診療科医師育成支援資金貸与規則の一部改正)

第17条 特定診療科医師育成支援資金貸与規則(平成23年島根県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第1号中「氏 名 ㊟」を「氏 名 _____」に、

「」を「」に改め、同様式添付書

類1中「家族全員」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

借 用 証 書



金 円

ただし、特定診療科医師育成支援資金貸与規則により貸与を受けた育成支援資金

上記金額を借用しました。ついては、特定診療科医師育成支援資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この育成支援資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

実印

決定番号 ー

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

島根県知事 様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

様式第6号から様式第15号までの様式中「㊤」を削る。

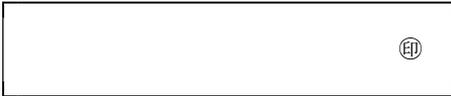
(島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則の一部改正)

第18条 島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則（平成29年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(3) 印鑑証明書

様式第1号中「氏 名 ㊤」を「氏 名 _____」に、

「」を「」に改め、同様式添付書類に次のように加える。

3 印鑑証明書

様式第3号中「㊤」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第10条関係）

借 用 証 書



金 円

ただし、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則により貸与を受けた研修資金

上記金額を借用しました。ついては、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この研修資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

(実印)

決定番号

—

連帯保証人 住 所

氏 名

(実印)

島根県知事

様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

様式第5号から様式第9号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告 示

島根県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
須佐クリニック	出雲市今市町南本町27番地5	令和3年5月1日
みもりキッズ・ファミリークリニック	出雲市小山町442番地2	令和3年5月1日
西平田あおぞら薬局	出雲市西平田町243番地1	令和3年5月1日

島根県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
須佐クリニック	出雲市今市町南本町27番地5	令和3年4月30日
みもりキッズ・ファミリークリニック	出雲市小山町442番地2	令和3年4月30日
西平田あおぞら薬局	出雲市西平田町243番地1	令和3年4月30日

島根県告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について大田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年6月15日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

大田市川合町川合

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年6月29日

島根県教育委員会教育長 新田英夫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

5軸マシニングセンタシステムの購入 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

(4) 納入場所

島根県出雲市上塩冶町420 島根県立出雲工業高等学校

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(2)工作機器」に登録されている者であること。
- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生並びに部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6602 F A X 0852-22-6016

5 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年6月29日（火）から同年8月11日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、F A Xで上記の部局へ送付すること。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年8月2日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年8月11日（水）午後2時まで

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年8月11日（水）午前11時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月11日（水）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 5-axis Machining Center, 1 set

(2) Time limit for tender : 2 : 00 p.m. August 11, 2021

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on August 11, 2021)

(3) Contact point for the notice : Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6602